

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	身体障害者福祉法(障害者手帳の交付等)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山県市は、身体障害者福祉法(障害者手帳の交付等)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

山県市長

公表日

令和7年6月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者福祉法(障害者手帳の交付等)に関する事務
②事務の概要	身体障害者福祉法に基づき、対象者に身体障がい者手帳を交付している。 身体障害者福祉法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①身体障がい者手帳の交付の申請の受理、事実についての審査、応答に関する事務 ②身体障がい者手帳の返還に関する事務 ③身体障がい者手帳交付台帳の整備に関する事務 ④氏名の変更、居住地を移したときの届出の受理、事実についての審査、応答に関する事務 ⑤身体障がい者手帳の再交付に関する事務
③システムの名称	福祉台帳システム、統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番20
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山県市総務課 岐阜県山県市高木1000番地1 0581-22-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	山県市総務課 岐阜県山県市高木1000番地1 0581-22-2111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
[] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
[] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・申請者からのマイナンバーの提供を必須としている。申請時記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行いその記録を残す。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	山県市情報セキュリティポリシー及び山県市特定個人情報取扱実施手順に則り、例えば次のような漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じている。 ・ 特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。 ・ 業務システムについては堅牢なデータセンターにて運用しており、バックアップを取得している。 ・ 不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認すること。 ・ 特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄場所まで職員が立会い、確実に廃棄されたことを確認すること。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月9日	I 5②所属長	福祉課長 江口弘幸	福祉課長 桐山藤夫	事後	
平成29年6月9日	II ①いつ時点の計数か	平成27年1月27日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	
平成29年6月9日	II ②いつ時点の計数か	平成27年1月27日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	
平成30年7月9日	II ①いつ時点の計数か	平成29年6月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	
平成30年7月9日	II ②いつ時点の計数か	平成29年6月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	
令和1年6月18日	I-5. 評価実施機関における 担当部署 ②所属長	福祉課長 桐山藤夫	福祉課長	事後	
令和1年6月18日	II ①いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月18日	II ②いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月18日	IVリスク対策	なし	追加	事後	
令和2年6月8日	II ①いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	
令和2年6月8日	II ②いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	
令和3年6月1日	II ①いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	
令和3年6月1日	II ②いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	
令和4年6月10日	II ①いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	
令和4年6月10日	II ②いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	
令和5年6月1日	II ①いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	
令和5年6月1日	II ②いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	
令和6年6月1日	II ①いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	
令和6年6月1日	II ②いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	
令和7年1月30日	I 3.個人番号の利用 法令上 の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番11	番号法第9条第1項、別表第一項番20	事後	
令和7年1月30日	II ②いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	
令和7年1月30日	IVリスク対策 8.人手を介在さ せる作業	なし	追加	事後	
令和7年1月30日	11.最も優先度が高いと考えら れる対策	なし	追加	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月1日	Ⅱ①いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	令和7年6月1日 時点	事後	
令和7年6月1日	Ⅱ②いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	令和7年6月1日 時点	事後	
令和7年6月1日	Ⅳリスク対策 8.人手を介在させる作業	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。	・申請者からのマイナンバーの提供を必須としている。申請時記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行いその記録を残す。	事後	